

平成 24 年 2 月

農林水産省消費・安全局

BSE 関係飼料規制の実効性確保の強化（22 年度）

BSE 関係飼料規制については、平成 17 年 5 月の食品安全委員会における「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価」において、飼料規制の実効性確保の強化として、①輸入飼料に係る交差汚染の防止、②販売業者における規制の徹底、③牛飼育農家における規制の徹底及び④製造段階における規制の徹底が答申されたことを踏まえ、毎年度、飼料規制の実効性を食品安全委員会に報告。

22 年度の状況は以下のとおり。

1 輸入飼料に係る交差汚染の防止

輸入業者からの届出により、輸入配混合飼料の原料に反すう動物由来たん白質が使用されていないことを確認するとともに、22 年度に輸入された飼料 31 点（別表 1）について、（独）農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）で検査・分析を実施したところ、異常は認められなかった。

2 販売業者に対する規制の徹底

都道府県は、販売事業場（飼料又は飼料添加物の販売事業場数：14, 186）に対する検査を 22 年度に 604 件実施し、法令違反につながる可能性のある不適合（以下「不適合」という。）25 件。なお、不適合の内容は、表示の不備 3 件及び保管等における取扱いの不備 22 件（別表 2）。

3 牛飼育農家に対する規制の徹底

都道府県は、牛飼養農家（牛飼養農家数：90, 600 戸）に対する検査・指導を 22 年度に 1,563 件実施し、不適合 3 件。なお、不適合の内容は、保管等における取扱いの不備 3 件（別表 2）。

また、地方農政局は、牛飼養農家（牛飼養農家数：90, 600 戸）における飼料の使用実態調査を 22 年度に 1, 500 件実施し、規制されている動物性飼料の給与事例は認められなかった。

4 製造段階における規制の徹底

FAMICは、飼料等製造事業場（飼料等製造事業場数：2,959）に対する検査・指導を22年度に363件実施し、不適合4件。なお、不適合の内容は、帳簿の不備3件及び飼料用肉骨粉に牛由来たん白が混入した製造における交差汚染防止の不備1件（別表2）。

都道府県は、飼料等製造事業場（飼料等製造事業場数：2,959）に対する検査・指導を22年度に101件実施し、不適合はなし。

5 改善措置

2～4の不適合事例のうち、

- (1) 製造段階における混入事例については、農林水産省が飼料用肉骨粉の農林水産大臣による確認^{*}を一旦取消して、製造・出荷を停止するとともに、FAMICが当該肉骨粉の焼却処分や交差汚染防止に係る肉骨粉等の製造基準の遵守の徹底について指導を実施。現在は改善状況を確認の上、製造・出荷を再開している。
- (2) その他の不適合事例については、FAMIC及び都道府県が業者等及び農家に対し、
 - ① 帳簿の適切な整備
 - ② 適切な表示
 - ③ 牛等への給与飼料と鶏・豚等給与飼料の区分保管等の徹底などの改善指導を行っている。

※ 飼料用肉骨粉は、豚、鶏以外（牛など）のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたものでなければならないとされている。

○ 平成 22 年度 輸入飼料検査対象

飼料の種類	採取点数
混合飼料 米国産 中国産 フランス産 韓国産 台湾産 イタリア産 オーストリア産 デンマーク産 単体飼料	(29点) 15点 4点 3点 2点 2点 1点 1点 1点 (2点)
カナダ産 フミン酸 台湾産 発酵大豆油かす 合 計	1点 1点 31点

注：輸入魚粉は動物検疫所が検疫を行っており、輸入魚粉から魚介類以外の動物由来たん白の混入が認められた場合は輸入停止措置を講じている。

販売業者等における不適合事例（平成22年度）

販売業者

該当する不適合事例の種類		概要(是正措置等)
表示の不備	(3件)	A飼料の表示がない
飼料等の保管、輸送等における取扱いの不備	(23件)	A飼料 ^{※1} とB飼料 ^{※2} の保管場所の区分が不明確 (包装された飼料であり、交差汚染はない。)
		A飼料とB飼料の同時受け入れ・出荷 (包装された飼料であり、交差汚染はない。)
		車両等にA飼料専用の標識がない
		A飼料を取り扱うフォークリフト等の清掃の未実施。 (包装された飼料であり、交差汚染はない。)

反すう動物飼養農家

該当する不適合事例の種類		概要
飼料等の保管、輸送等における取扱いの不備	(3件)	A飼料とB飼料の保管場所の区分が不明確 (包装された飼料であり、交差汚染はない。)
		A飼料であることを未確認

製造業者(FAMIC)

該当する不適合事例の種類		概要
飼料の製造に係る帳簿の備付けの不備	(3件)	一部記載漏れ
飼料等の製造における交差汚染防止対策の不備	(1件)	飼料用肉骨粉に牛由来たん白が混入。 (牛由来たん白が混入した肉骨粉は出荷されておらず、全て焼却処分。)

※1:「A飼料」とは、飼料等及びその原料のうち、農家において反すう動物(牛、めん羊、山羊、及びしかをいう。以下同じ。)に給与される又は可能性のあるものとして動物由来たん白質が混入しないように取り扱われるものをいう。

※2:「B飼料」とは、飼料等及びその原料のうちA飼料以外のものをいう。

(出典:反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン(平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知))